

香川県における効果的な観光施策の調査業務仕様書

I 委託期間

令和8年6月〇日（契約締結日）から令和8年3月10日まで

II 実施目的

国内外の旅客の回復や全国的な人手不足の深刻化といった要因により、宿泊施設をめぐる環境が大きく変化する中、県内宿泊事業者に対し、経営上の課題などの実態並びに新たな観光財源として県税としての宿泊税を導入すると仮定した場合の影響などをアンケート調査により把握するとともに、人流データを活用した観光客動態調査を実施し、香川県における効果的な観光施策の検討に役立てるものである。

III 業務内容等

1 県内宿泊事業者へのアンケート調査

(1) 事前調査

令和8年5月下旬から6月中を目途に香川県観光振興課が県内宿泊事業者（以下「事業者」という。）と意見交換会を行い、参加した事業者へ聞き取り調査を行うので、その調査票100部程度の集計を行う。

本調査のアンケートの設問の設け方に有効と考える事前調査の設問を提案すること。

① 集計

ア 単純集計、クロス集計、その他意見等の集計を行う。

イ 各質問項目について、施設の種類、立地場所に分類した集計表を作成し、集計結果をグラフ化する。

② 報告書の作成

ア 内容

集計結果を報告書にまとめる。

イ 納品

報告書5部（製本は不要）と次のデータを収めたCD-R1枚。

- ・調査票を入力した入力フォーマット（Excel形式）
- ・「その他」意見集計結果（Word形式）

ウ 納期

令和8年7月10日

エ 納入場所

香川県交流推進部観光振興課

(2) 本調査

令和8年7月に全事業者へ調査票を送付し、その調査票の回収や集計、分析等を行う。

アンケートの回収率を向上させるため、アンケートの設問の設け方や回収方法、その他有効と考える内容を提案すること。

① 調査対象施設

県内のホテルや旅館、簡易宿泊所、民泊施設等（約 1,300 か所）
（調査施設の一覧は、受託者へ県から提供。）

② 調査票等の作成、印刷

ア 依頼文書

A 4判・1 ページ（1 枚）（文面のデータ（Word 形式）は県から提供。）

イ 調査票

A 4版・5 ページ程度、20 問程度 施設名の記名欄あり

（文面のデータ（Word 形式）は県から提供、設問の増減の可能性有り。）

ウ 送信用封筒

定形封筒クラフト角形 2 号

差出人名（〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号、香川県交流推進部観光振興課）
及び「香川県宿泊施設アンケート調査票在中」と明記すること。

エ 返信用封筒

定形封筒クラフト長形 3 号

返信先（〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号、香川県交流推進部観光振興課）、
料金受取人払の表示及び調査名を印刷

オ 宛名シール

③ 調査票の送付及び回収

ア 調査票等一式を封入した全調査対象施設あての送信用封筒を送付する。

※送付に要する郵送料は、本業務の委託料に含む。

イ 返信用封筒（料金受取人払郵便物）により県が回収した調査票の引き取り。

回収した調査票を整理し、回収数を数える。

※返信に要する郵送料は、本業務の委託料に含む。

④ 調査用 Web サイトの作成・管理業務

調査対象施設のうちオンラインで回答したい施設向けに、調査用 Web サイトを構築するとともに、調査票の項目に従い、調査用入力フォームを作成する。また、調査用 Web サイトについては、調査票に二次元バーコードなどを表記し、スマートフォンなどから回答を行えるようにすること。

なお、調査用入力フォームは、第三者が回答内容を閲覧できないようにするとともに、ウイルスやマルウェア等による回答内容の漏洩が生じないように、必要なセキュリティー対策を講じて、保守・管理を行う。

⑤ 集計・分析

ア 単純集計、クロス集計、その他意見等の集計を行う。

イ 各質問項目について、施設の種類、立地場所に分類した集計表を作成し、集計結果をグラフ化し、分析する。

⑥ 報告書の作成

ア 内容

集計、分析結果を報告書にまとめる。

イ 納品

報告書 5 部（製本は不要）と次のデータを収めた CD-R 1 枚。

- ・ 調査票を入力した入力フォーマット（Excel 形式）
- ・ 集計表及びグラフ（Excel 形式）
- ・ 報告書データ（PDF 形式）
- ・ 「その他」意見集計結果（Word 形式）

ウ 納期

令和 8 年 8 月 31 日

※令和 8 年 8 月 10 日までに単純集計結果を提出。

エ 納入場所

香川県交流推進部観光振興課

2 人流データを活用した観光客動態調査

(1) 調査項目

下記項目以外であっても、観光戦略策定のために有用であると思われる項目については、積極的に提案すること。

- ① 県外や海外からの観光客の市町別の宿泊者数
- ② 県外や海外からの観光客の市町別の訪問者数
- ③ 県外や海外からの観光客の宿泊地以外の市町訪問者割合
- ④ 属性データ（男女比、年代、居住地）
- ⑤ ①と②の月毎の内訳

(2) 調査対象期間

令和 8 年 1 月から令和 8 年 12 月までの 1 年間

(3) 報告書の作成

① 内容

ア 調査結果を報告書にまとめる。

各調査項目について、集計表を作成の上、集計結果をグラフ化し、分析する。

イ 過去の調査結果との比較分析を行う。

当県が保有する令和 6 年と令和 7 年の人流データを活用した観光客動態調査結果と、本業務で得られる令和 8 年の人流データを活用した観光客動態調査結果を比較し、分析する。

また、上記 2 (3)①以外でも、香川県の観光施策の検討のために有用であると思われる内容については、積極的に提案すること。

② 納期

ア 中間報告書提出期限 令和 9 年 2 月 5 日

上記 2 (3)①アの調査結果の概要を報告する。

イ 最終報告書提出期限 令和 9 年 3 月 10 日

上記 2 (3)①アの調査結果と分析、2 (3)①イの過去調査との比較と分析をまとめた本編とその概要を報告する。

③ 納品

報告書 5 部（製本は不要）、次のデータを収めた CD-R 1 枚を納品。

- ア 中間報告書（令和8年人流データを活用した観光客動態調査結果の概要）
- イ 最終報告書（本編：令和8年人流データを活用した観光客動態調査結果・分析、
令和6年から8年までの調査結果の比較・分析
概要編：本編の概要）
- ウ 報告書の編集可能なデータ（Word やパワーポイント等）及びPDFデータ

④ 納入場所

香川県交流推進部観光振興課

3 効果的な観光施策の提案

1と2の調査結果等を踏まえて、香川県の効果的な観光施策の提案を行う。

1と2の調査結果以外であっても、観光施策の提案のために有用であると思われる内容については、積極的に提案すること。

(1) 報告書の作成

〔内容〕

- ① 提案に必要な1と2の調査結果を抜粋する。
- ② ①以外の調査結果などを引用する場合は、出典元を明記の上、利用に関する許可が必要な場合は、受託者において承諾を得た上で行う。

〔納品〕

- ① 納期：令和8年3月10日
- ② 納品：報告書5部（製本は不要）、報告書の編集可能なデータ（Word やパワーポイント等）及びPDFデータ次のデータを収めたCD-R1枚。

なお、報告書の編集可能なデータについては、2の人流データを活用した観光客動態調査の報告書のデータを格納したCD-Rへ併せて格納してよい。

- ③ 納入場所：香川県交流推進部観光振興課

IV 著作権等の取扱い

- (1) 本業務委託の納入成果物は基本的に本県が著作権を有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 成果物に帰属著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

V 委託業務実施予定

1 県内宿泊事業者へのアンケート調査

(1) 事前調査

- ① 集計期間：令和8年6月中旬～7月上旬
- ② 単純集計結果提出期限：令和8年7月10日

(2) 本調査

- ① 調査票準備期間：令和8年6月〇日（契約締結日）～6月中旬
- ② 調査票回答期間：令和8年7月上旬から7月下旬（4週間程度）
- ③ 集計期間：令和8年7月中旬～8月上旬

④ 単純集計結果提出期限：令和8年8月10日

⑤ 報告書提出期限：令和8年8月31日

2 人流データを活用した観光客動態調査

(1) 調査・集計期間：令和8年6月〇日（契約締結日）～令和9年2月

(2) 中間報告書提出期限：令和9年2月5日

(3) 最終報告書提出期限：令和9年3月10日

3 効果的な観光施策の提案

報告書提出期限：令和9年3月10日

※ 各業務の作業日程の詳細については、契約締結時に協議して決定する。

VI その他

- 1 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- 2 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができる。
- 3 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできず、業務終了後も同様とする。また、調査対象者の名簿、調査票等については、業務終了後にすべて県に引き渡し、複製物は廃棄するものとする。
- 5 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- 6 県は、業務実施過程で本仕様書の記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じるものとする。